

社会福祉法人ひかりエコ・エンジニアリング会  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかりエコ・エンジニアリング会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び交通費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員及び評議員会への報酬)

第3条 役員及び評議員は無報酬とする。

(理事会及び評議員会への交通費)

第4条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により交通費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、別表1の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2による。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

別表1（第4条関係）

名称	交通費
理事会出席	3,000円
評議員会出席	3,000円
監事役員会出席	3,000円

別表 2 (第 5 条関係)

名 称	旅 費
旅 費	旅費規程による

附則

この規程は、平成 25 年 8 月 2 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。